

Ⅰ 薩摩川内市教育委員会の事務事業の点検・評価の概要について

1 教育委員会行政評価制度の概要

平成19年6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正（平成20年4月1日施行）により、全ての教育委員会が、毎年、その教育行政事務の管理及び執行状況について、点検・評価を行うことが義務付けられた。また、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することも規定された。（以下「条文抜粋参照」）

《参考》地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 薩摩川内市教育委員会の取組み方針

（1）点検・評価方法

本市においては、事務事業評価制度の導入に向け、平成18年度から試行運用、平成20年度から本格実施している。

「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」については、この事務事業評価制度を活用し、平成21年度薩摩川内市事務事業評価実施要領に基づき、実施する。

（2）点検・評価対象事業

教育委員会本庁各課所 各グループ 1事業 合計16事業

（3）評価の流れ

第一次評価	各課所長
第二次評価	教育部長
外部評価	行政評価会議委員

